

## 令和8年度市民協働推進補助金を活用しませんか

**申・問** 市民協働課（☎ 42 - 9111 内線 2612、〒 633 - 8585 大字粟殿 432 - 1）

市民協働によるまちづくりを推進することを目的にした、公益的活動を支援するための補助金です。この補助金は、「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」を活用して実施しています。



区分	対象	補助年	補助率	補助限度額
スタートコース	団体設立後3年未満で、当該補助金の交付を一度も受けていない補助対象団体などが、その活動を整えるために実施する事業	—	10分の10以内	10万円
ステップアップコース	1年以上継続して公益的な活動をしている市民活動団体などが、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために実施する事業	1年目	4分の3以内	15万円
		2年目	3分の2以内	20万円
		3年目		30万円
		4年目	2分の1以内	

### ▶対象 次の全てに当てはまる団体

- 市内で主たる活動を行っている団体または活動による効果が市内に及ぶ団体
- 会員が5人以上で会員の過半数が市内に在住・在勤(学)している団体
- 非営利かつ公益的な市民活動を継続的に推進する団体
- この事業に係る補助金交付決定後1年以上継続して活動する見込みがある団体

### ▶審査方法 書類審査・公開プレゼンテーション審査会\* (5月下旬に開催)

※出席必須

▶応募方法 4月1日(☎)～30日(☎)〈必着〉までに申請書類を郵送または持参(平日9:00～17:00)で上記へ

詳細および募集要項・申請書類は、上記窓口または右記二次元コードへ。



詳細はこちら▲  
※3月26日(☎)から公開

## 市民活動交流拠点を利用してください

市民活動交流拠点は、市内で公益活動を行う団体や個人を支援する施設です。情報コーナー(団体のチラシなどを設置)・作業スペース(印刷機器などを設置)、小会議スペース(予約制)を備えたフリースペースと会議室で構成されています。市民活動に取り組んでいる人や興味がある人の他、誰でも利用できます。気軽に利用してください。



▶利用時間 平日9:00～17:00

### 【注意事項】

- 第3火曜日は休館(その他、臨時休館あり)
- 会議室のみ土・日曜日、祝日の利用および20:45まで利用可
- 会議室および一部の備品の利用は登録団体のみ可

▶場所 桜井市まほろばセンターエルト桜井2階

▶費用 無料

**問** 市民活動交流拠点(☎ 43 - 3066)

## 登録団体の情報を発信しています

市内各地で公益活動を行う団体への支援の一環として、登録団体が開催するイベントなどの情報をさまざまな方法で発信しています。

### パンフレットなどの設置

市民活動交流拠点の情報コーナー・市役所3階の情報公開コーナーに、登録団体のチラシ・パンフレットなどを設置しています。

### ポスターの掲示

まほろばセンターの廊下に設置されている市民活動交流拠点の掲示板に登録団体のポスターなどを掲示しています。

### ホームページおよびSNSでの情報発信

まほろばセンターのホームページ内にある市民活動交流拠点のページおよび市民活動交流拠点公式Instagramにて登録団体のイベント情報を発信しています。



市民活動交流拠点▲  
公式Instagram